

◇国際会議報告◇

IFRS-IC 会議（2023 年 11 月）出席報告

みずほ証券(株) グローバル戦略部産官学連携室 上級研究員

公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長

企業会計基準委員会 非常勤委員

IFRS 解釈指針委員会委員

熊谷 五郎

1. はじめに

2023 年 11 月 28、29 日、IFRS 解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee、以下「IFRS-IC」という。）がロンドンにて対面開催された。2023 年 9 月の会議が議題不足でオンラインでの開催となったのに対し、今回は気候関連コミットメントや、事業セグメント開示等 7 本のアジェンダについて議論した。

2. 全体のスケジュール

2023 年 11 月 IFRS-IC 会議の議題は、①暫定的アジェンダ決定 2 本：AP2「気候関連コミットメント」（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」）、AP4「報告セグメントに係る収益及び費用の開示」（IFRS 第 8 号「事業セグメント」）、②IASB の検討を求めアジェンダ決定 1 本：AP5「個別財務諸表における親会社と子会社との合併」（IAS 第 27 号「個別財務諸表」）、③その他の事項 4 本：AP3「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」、AP6「引当金一時的を絞った改善」、AP7「電力購入契約」、AP8「仕掛中の作業」の実質 7 本であった。

3. 議事概要

以下では、①暫定的アジェンダ決定 2 本について議論の概要を報告する。

① 暫定的アジェンダ決定

AP2「気候関連コミットメント」（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」）

本要望書は、温室効果ガス排出量削減に関するコミットメントによって、①企業には推定的義務が生じるか否か、②推定的義務が生じる場合、引当金の要件を満たすか、③引当金の決済に必要な支出は資産として認識されるか、費用として認識されるか、について明確化を求めている。

IFRS-IC は、温室効果ガス削減に関する企業のコミットメントについての事実パターン（設例）に基づいて、IAS 第 37 号の要求事項がどのように適用されるか検討した。

その結果、

- ① 企業のコミットメントによって推定的義務が生じるか否かは、事実及びそれを取り巻く状況に応じて決まる。
- ② 声明が推定的義務を生じさせる場合、
 - i. 企業は声明を行う時点で引当金を認識しない。その時点では、推定的義務は過去の事象の結果としての現在の義務ではない。
 - ii. 企業がコミットメント達成目標年及びその後温室効果ガスを排出するにつれて、過去の排出量を相殺するために必要となるカーボン・クレジットを消却する現在の義務が生じる。過去の排出量を相殺するために必要となるカーボン・クレジットをまだ消却しておらず、義務の金額について信頼性のある見積りを行うことができると仮定した場合、企業は引当金を認識する。
- ③ 引当金の決済に必要な支出は費用として認識される。

このような検討に基づき、IFRS-IC は、IAS 第 37 号の要求事項が、要望書に示された点について、企業が会計処理を決定するための適切な基礎を提供しており、本件を新しい基準設定プロジェクトとして、IASB の作業計画に追加しないことを決定した。

IFRS-IC による上記分析と結論に同意しつつ、筆者は「企業が資産を適時に減損しなかったり、将来の減損可能性について適時に開示していないことを懸念している財務諸表利用者は少なくない。また推定的義務や過去の事象としての現在の義務等は、会計の専門家以外にはかりづらい。この暫定的アジェンダ決定に加えて、利用者等専門家以外向けに、IAS 第 37 号の要求事項をどう適用するか説明する教育文書を公表するのが適当であると思う。」と提案した。

AP4 「報告セグメントに係る収益及び費用の開示」（IFRS 第 8 号「事業セグメント」）

本件は、IFRS 第 8 号「事業セグメント」における開示要求事項の適用に関する明確化に関するものであった。要望書では、IFRS 第 8 号第 23 項の以下 2 つの側面を適用するにあたって、法域によって実務のバラつきがあることを懸念していた。

- (1) 各報告セグメントに対して第 23 項の(a)から(i)の各項目を適用し、その個別の金額を開示するという、企業への要求事項をどのように解釈するか。
- (2) 第 23 項(f)の適用にあたり、同項にある「重要性のある項目」をどのように決定するか。

IFRS-IC で問題になったのは、(2)の「重要性のある項目」である。スタッフの示した分析では、企業がセグメント別損益計算書を開示することを要求されるのではないかという、行き過ぎを懸念する意見が多く委員から示された。

筆者は、唯一の財務諸表利用者代表として IFRS-IC 委員を務めているが、本件は財務諸表利用者にとっては、非常に重要な論点を含んでいると考えている。長くなるが、以下に IFRIC Update には記載されていない、筆者の発言主旨を記しておきたい。

「IFRS 第 8 号第 23 項(f)に記載された項目は全て、質的に利用者にとって重要であると考えている。つまり少数意見かもしれないが、個人的には、同項が全ての企業にセグメント毎の損益計算書の開示を要求していると解釈すべきであると考えている。

まず、報告セグメントは、他のセグメントからは区別されて報告されているという以上、重要性があると思う。そして企業全体のビジネスモデルを理解するためには、その特定のビジネスモデルを理解する必要がある。次に、もしそうであるならば、その報告セグメントを理解するためには、純損益の開示のみでは不十分だと思う。財務諸表利用者としては、報告セグメント毎に将来キャッシュフロー予想を立て、それを全体のキャッシュフロー予想に統合する。このようにセグメント別キャッシュフロー予想を立てることは、より良い企業価値評価に不可欠である。

従って、IFRS 第 8 号第 23 項(f)に記載された項目は全て、財務諸表利用者にとって重要であり、注記において開示が求められるべきであると考えている。また、セグメント別損益計算書を開示することは、より資本市場における公正な企業価値評価に繋がるために、企業にとってもメリットがあると思う。

ただし以上は、私の重要性に対する個人的解釈に過ぎない。現実には、セグメント別損益計算書を開示している企業がある一方、そこまでの開示を行っていない企業が混在している。それにも関わらず、資本市場においては、十分効率的に価格形成が行われており、セグメント開示における実務のバラつきが、財務諸表利用者の意思決定をミスリードしているとは言えない。

この要望書は、利用者からのものではなく、実務のバラつきを懸念する規制当局のものであると思う。私個人としては、実務のバラつきを解消するために、全ての企業がセグメント別損益計算書を開示すべきだと思うが、資本市場において十分効率的に価格形成が行われているという事実は、大多数の投資家が現状のセグメント開示で満足しており、セグメント別損益計算書の開示までは求めていない、ということの意味しているのだと思う。

暫定的アジェンダ決定は、IFRS 第 8 号の第 23 項(f)を適用して、報告セグメント毎に開示すべき、重要な収益・費用の決定プロセスを示しつつも、第 23 項全体として、企業が事業セグメントに関する開示の要求事項を適用するための適切な基礎を提供している、と結論付けていた。

筆者は、上記の通り、暫定的アジェンダ決定自体には、必ずしも反対ではなかったものの、敢えて賛成票も投じなかった。

4. 次回の予定

2024年1月に予定されていたIFRS-IC（ビデオ開催）は、議題不足のためにキャンセルとなった。そのため次回は2024年3月5～6日、ロンドンで対面開催の予定である。

以 上